

資料 2

保育所等利用調整基準の見直し等について（案）

1 平成31年度保育園入園申込みに伴うスケジュール（予定）について

(1) 入園申込書類の配布

平成30年11月1日（木）から配布開始

(2) 受付期間

平成30年11月1日（木）から12月14日（金）まで

(3) 平成31年4月入園の利用調整会議

平成31年1月17日（木）

(4) 平成31年4月入園の利用調整結果通知

平成31年2月中旬頃

2 保育所等利用調整基準の見直しについて

(1) 目的

平成31年度の保育園入園申込みに当たり、平成30年度の申込状況等を踏まえ、保育所等利用調整基準の一部を見直す。

(2) 内容

① 産後休暇又は育児休業が終了し、同一の職場に復帰する場合について

条件（調整指数（番号7））	調整指数
産後休暇又は育児休業が終了し、同一の職場に復帰する場合 （職場復帰する月のみ適用）	+2

ア 見直しの内容

職場復帰する月のみ適用…廃止（職場復帰するまでの期間、加点をする。）

イ 見直しの理由

現在は、職場復帰する月のみ適用となるため、育児休業の延長等で復職年月日に変更となる場合には、変更後の育児休業期間等が確認できる書類の提出が必要となっているが、職場復帰する月に入園できなかった場合に、多くの保護者が入園できるまでの間、育児休業を延長していることから、保護者の負担を軽減するため、書類の再提出は求めずに、職場復帰するまでの期間は加点をすることとする。

② 兄弟姉妹 2 人以上で同時に利用申込みをしている場合について

条件（調整指数（番号 1 0））	調整指数
兄弟姉妹 2 人以上で同時に利用申込みをしている場合	+ 3

ア 見直しの内容

「+3」→「+1」に見直し

イ 見直しの理由

現在、1 人で申込みをする場合と兄弟 2 人以上で申込みをする場合を比較すると、点数に 3 点の差があり、1 人で申込みをする場合の入園が非常に厳しい状況となっていることから、兄弟 2 人以上で申込みをする場合の加点を「+1」に見直しする。

③ 利用の内定を辞退した場合について

条件（調整指数（追加））	調整指数
利用の内定を辞退した場合（辞退した利用月の翌月から 1 年間とする。）	- 2

ア 見直しの内容

条件の追加

イ 見直しの理由

保護者の中に、すぐに保育園の入園を希望していないが、将来の入園を見越し、待機の加点を目的に利用申込みをしている保護者等が安易に利用の内定を辞退する可能性があることから、利用の内定を辞退した場合の減点を追加する。

3 その他の見直しについて

現在、入園に合わせて育児休業から復帰する場合に、提出された就労証明書の復帰月と入園月が異なる場合に限り、改めて、復帰日の確認ができる書類を提出してもらうこととしているが、提出された就労証明書の復帰月と入園月が一緒であっても、慣らし保育等の調整により、実際の復帰日が変更となり、入園日も変更となる場合が多いことから、提出された就労証明書の復帰月と入園月が異なる場合に限らず、入園に合わせて育児休業から復帰する場合には、改めて、復帰日の確認ができる書類を提出してもらうこととする。